

困った時は
ひとりで悩まず
まず相談！



宮崎県消費生活相談啓発キャラクター
アリンコちゃん

延岡市消費生活センター

平成29年4月から、延岡市と高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町が連携し、西臼杵地域にお住まいの方からの消費生活に関する相談に対応できるようになりました。

電話相談

(0982)
22-7056



来所相談

延岡市男女共同
参画センター2階
(延岡市桜小路 360-2)



受付

月曜日～金曜日
(土日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで
(正午～午後1時を除く)

消費生活センターは解決のための皆様のお手伝いをいたします!!

専門の相談員が消費生活に関する皆様の悩みをお聞きします。
ご相談者の問題の解決に役立つ情報の提供や助言を行います。

まずは悩まず、安心してご相談ください。



Q. 消費生活相談とは…

A. 暮らしの中で生じる商品やサービスに関するトラブル相談です。

こんな時は
要注意!!



たとえば…

- ワンクリックしたら登録され、高額請求された…
- 身に覚えのない請求メールが来た…
- 「無料点検します」と業者が訪ねて来た…
- 借入の返済に追われ生活できない…
- 相続…etc

Q. 相談の方法は…

A. 「電話相談」と「来所相談」で受け付けます。



or



Q. 相談にお金はかかりますか…

A. 無料です。お気軽にご相談ください。(秘密厳守)

MAP 案内図

延岡市消費生活 センター

〈センター開設時間〉

午前8時30分～午後5時15分まで
(※お昼休み：正午～午後1時まで)

お越しの際は
お気をつけて!

